

## ○輪島市地域資源活用促進事業補助金交付要綱

(令和5年3月31日告示第51号)

### (趣旨)

第1条 この告示は、地域資源を活用して商品化するための取組を支援することにより、新規需要の開拓、商品の高付加価値化及び関連産業の活性化を図るため、市内の中小企業者に対し、輪島市地域資源活用促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域資源 市で生産される農林水産物、鉱工業品及びその生産に係る技術並びに観光資源であって、別表第1に掲げるものをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項第1号から第5号までに規定する中小企業者をいう。
- (3) 外部専門家 商品化における市場調査及び商品の意匠における基本的な設計ができる者をいう。

### (補助事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、地域資源を活用し、商品の高付加価値化のため外部専門家と連携し、商品化を目指し、地場産業の育成及び振興に寄与する事業であって、着手してから次の3月31日までに終わるものとする。

### (補助金の交付対象者)

第4条 補助事業を実施しようとする者は、中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店又は主たる事業所を有する者
- (2) 市税に滞納がない者

### (補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助事業における区分ごとの補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表第2のとおりとする。

- 2 補助金の額は別表第2の区分ごとに算出して得た額(当該区分ごとに定めた補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額及び同表の区分ごとに定めた補助上限額の範囲内の額))の合計額とする。
- 3 前項の規定により算出した額が10万円に満たない場合は、補助金の交付対象としないものとする。
- 4 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- 5 この補助金を受けようとする事業に関し、他の制度による補助金等の交付を受けている場合にあっては、当該事業に係る経費は、この補助金の交付対象としない。
- 6 別表第2に該当する経費であっても、販売に用いる経費については、この補助金の交付対象としない。

(補助回数の制限)

第6条 補助金の交付は、同一年度(4月1日から翌3月31日までの期間をいう。)において1中小企業者当たり1回までとする。

(事業計画の認定申請)

第7条 第9条の規定により交付申請をしようとする者は、輪島市地域資源活用促進事業計画認定申請書(様式第1号)に次の書類を添付して提出し、市長から補助事業に係る事業計画(以下「事業計画」という。)の認定を受けなければならない。

- (1) 直近の貸借対照表及び損益計算書(会社の場合に限る。)
- (2) 支援を受ける専門家の実績が確認できる資料
- (3) 補助事業及び補助対象経費の内容が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(事業計画の認定)

第8条 前条の規定により認定申請書が提出された場合においては、市長はその内容を審査し、適否を決定したときは、輪島市地域資源活用促進事業計画認定(不認定)通知書(様式第2号)により当該認定申請書を提出した者に通知するものとする。

- 2 前項の審査に際し必要があると認める場合において、市長は学識経験者等の意見を聴くことができる。

(補助金の交付申請)

第9条 前条第1項の事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が、補助金の交付を受けようとするときは、輪島市地域資源活用促進事業補助金交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 認定事業者は、第7条の規定により提出した添付書類の記載事項に変更があったときは、交付申請書に変更後の書類を添付しなければならない。

(補助金交付決定の通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定により交付申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定したときは、輪島市地域資源活用促進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により当該認定事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができるものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、前条の規定による通知を受けた後に補助事業を中止しようとするときは、輪島市地域資源活用促進事業中止承認届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により届出があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更に係る承認の申請)

第12条 交付決定者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ輪島市地域資源活用促進事業変更承認申請書(様式第6号)に必要書類を添えて、市長に申請して承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で補助金の交付決定額の変更を伴わないものは、この限りでない。

- 2 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

- 3 市長は、第1項の申請書の提出又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 4 前項の規定による通知は、第10条の規定を準用する。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、輪島市地域資源活用促進補助事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果を説明する書類
- (2) 補助事業により完成した地域資源活用商品等の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、輪島市地域資源活用促進事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、輪島市地域資源活用促進事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金の交付を受けているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

(準用)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、輪島市補助金等交付規則(平成30年輪島市規則第19号)の規定を準用する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

類型	対象地域資源
農林水産物	石川米、大麦、そば、大豆、能登大納言小豆、さつまいも、じねんじょ、だいこん、アスパラガス、キャベツ、ブロッコリー、かぼちゃ、原木しいたけ、菌床しいたけ、ほうれん草、山菜類、能登野菜、柿、りんご、ブルーベリー、ぶどう、ぎんなん、能登栗、能登牛、能登豚、能登豚αのめぐみ、イノシシ、シカ、七面鳥、エアリーフローラ、スギ、能登ヒバ(アテ)、いさざ、どじょう、マグロ、ブリ、タラ、のどぐろ、カレイ、サヨリ、能登ふぐ、輪島ふぐ、ハチメ類、岩がき、あわび、サザエ、イカ、タコ、アマエビ、がすえび、加能ガニ(ズワイガニ)、コウバコガニ、ベニズワイガニ、海藻
鉱工業品	干物、魚の糠漬け・粕漬け、水産練製品、海藻加工品、塩、いしり(いしる等)、能登井、能登海洋深層水、清酒、和菓子、発酵技術、ねん糸・かさ高加工糸、組ひも、輪島塗、珪藻土・珪藻土製品、木炭、竹粉、竹チップ、木質ペレット
観光資源	大本山總持寺祖院、白米の千枚田、間垣の里、黒島地区伝統的建造物群保存地区、時国家、御陣乗太鼓、能登の伝統芸能、輪島温泉郷、輪島朝市、海女漁(海士漁)、能登の里山里海、日本遺産「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」、のとキリシマツツジの植栽地

別表第2(第5条関係)

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
謝金・旅費	商品の開発等に関する外部専門家への謝金・旅費	2分の1	上限額25万円
委託・外注費	試験・調査費、検査・分析費、商品パッケージのデザイン費、外注加工費	2分の1	上限額25万円
事業費	原材料費、機械リース料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、手数料、使用料、消耗品費	2分の1	上限額50万円